

「台風21号三重県災害義援金」募集要綱【第3版】

社会福祉法人三重県共同募金会

1. 趣 旨

台風21号による記録的豪雨により、伊勢市、玉城町をはじめ県内には大きな被害が発生しました。このため、三重県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害で被災された方々を支援、援助することを目的に、義援金の募集を実施します。

2. 義援金の名称

台風21号三重県災害義援金

3. 受付期間

平成29年10月31日（火）から平成30年1月31日（水）まで

4. 義援金受入れ口座

金融機関		支店名	口座番号	口座名義
1	ゆうちょ銀行	00990-9-275745		三重県共同募金会 台風21号三重県災害義援金 (ミエケンキョウトウボケンカイ タイフウニジユウイチコウミエケンサイクイエンキン)
2	百五銀行	津駅前	0922456	
3	三重銀行	津	2880632	
4	第三銀行	津	6026229	
5	三重県信用農業協同組合連合会	本店	0013552	
6	三重県信用漁業協同組合連合会	本店	1543357	

※ 上記金融機関間の窓口からの振込手数料は無料です。

※ 百五銀行・三重銀行・第三銀行については、ATMからの振込手数料も無料です。

※ 百五銀行・三重銀行については、全国地方銀行協会加盟銀行の窓口からの振込手数料は無料です。

5. 現金書留による義援金の送付（11月27日より）

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館2階

社会福祉法人 三重県共同募金

※ 現金書留用封筒に「救助用郵便」と明記いただければ、郵便料金が免除されます。

6. 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、三重県、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会等で構成する三重県災害義援金配分委員会でとりまとめ、被災地の各市町を通じて被災者に配分します。

7. 領収書・税制優遇措置

各金融機関等での振込金受領書をもって税法上の優遇措置対象となります(確定申告時に振込口座が義援金受付口座であることを確認するため、義援金募集要綱を添付してください)。

なお、寄附者が義援金について領収書を希望される場合は、別紙「台風21号三重県災害義援金」受領書希望者名簿に必要事項を記入のうえ、本会にお送りください。後日領収書を発行します。

《該当する税制優遇措置》

・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

8. この要綱は、平成29年10月31日から施行します。

平成29年11月 1日改正(第2版)

平成29年11月21日改正(第3版)

9. お問い合わせ先

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目131

社会福祉法人 三重県共同募金会

TEL 059-226-2605 FAX 059-221-0044